

自動車税環境性能割の税額照会について

埼玉県では自動車税環境性能割の税額について、下記のとおり、登録ナンバーを所掌する自動車税事務所各支所においてFAX照会を受け付け、各支所からFAX回答します。

記

1 照会方法及び照会先

- (1) 自動車検査証（従来の紙の車検証）、自動車検査証記録事項^{※1}の写し、又は電子車検証のICタグを読み取り印刷したものがある場合

（※1：令和5年1月から3年間、電子車検証と同時に交付される紙資料）

→ 余白部分に以下の事項を記入し、照会先一覧記載の該当支所にFAX照会してください。

- ① 今までの登録内容（自家用、事業用^{※2}、レンタカー^{※2}）
- ② 次回登録内容（自家用・事業用）
- ③ 登録予定年月（令和4年12月など）
- ④ 照会者名（法人にあってはその名称と担当者氏名）
- ⑤ 連絡先（電話番号及びFAX番号^{※3}）

※2：事業用・レンタカーの場合は履歴のわかる書類を添付してください。

※3：誤送信防止のためFAX番号はダブルチェックの上、大きく記載してください。

- (2) (1)に記載の資料がない場合

→ 自動車税・軽自動車税環境性能割税額等照会（回答）票に必要事項を記入の上、照会先一覧記載の該当支所にFAX照会してください。

【照会先一覧】

登録予定運輸支局	支所名	FAX番号	電話番号
埼玉運輸支局 (大宮・川口ナンバー)	大宮	048-620-5530	048-623-0600
熊谷検査登録事務所 (熊谷ナンバー)	熊谷	048-530-1011	048-532-8011
所沢検査登録事務所 (所沢・川越ナンバー)	所沢	04-2991-1009	04-2998-1321
春日部検査登録事務所 (春日部・越谷ナンバー)	春日部	048-760-1207	048-763-4111

* 「登録日の5日前まで」を目安に余裕をもってご照会下さるようお願いいたします。

2 回答方法

→ F A Xで回答します。原則、照会順で回答いたします。なお、回答予定時間は以下のとおりです（開庁日における目安）。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 午前 10 時までのご照会 | → 当日午後 2 時ごろ |
| ・ 午後 3 時までのご照会 | → 当日午後 5 時ごろ |

* 特殊な自動車（型式不明車、輸入車等）や複数台をまとめてのご照会、閉庁日翌日等、あるいは自動車税（種別割）定期課税（5 月）などの時期は、回答までに上記予定時間以上にお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

3 申告時のお願い

- 申告（登録）時には、F A Xで受け取った回答を必ずご持参ください。
- 回答をご持参いただくことで、窓口で税額確認をスムーズに行うことができ、待ち時間の短縮につながります。
- なお、令和 7 年 4 月 1 日以降発行の車検証は新燃費基準で記載されているため回答した税率区分及び税率が変わることはありませんが※、それ以前に発行された車検証をもとに回答した場合は申告時に税率区分及び税率が変更となる場合があります。※改造等により燃費基準が変わる場合を除く

【その他】

- ・ 課税標準額を算定するための残価率は前期（1 月～6 月）と後期（7 月～12 月）で変わります。ただし、初度登録した年と同一年に中古車を取得した場合、経過年数を一律 1 年として取り扱うため前期・後期とも残価率は同一となります。

